

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、「指定業種」（※1）という。）に属する事業を行う新潟市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が新潟市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が新潟市内にあること」が必要です。）で、次の（1）（2）（3）いずれにも該当すること。

- （1）原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1カ月間の仕入れ価格が前年同月に比して20%以上上昇していること。
- （2）製品の製造もしくは加工又は役務の提供に係る売上原価（※2）のうち原油等が20%以上を占めていること。
- （3）最近3カ月間（※3）の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。（認定申請書における「③製品等価格への転嫁の状況」において $P > 0$ であること）。

※1 「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は細分類での認定となります。業種の定義については「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」をご参考ください。

※2 「売上原価」は申込時点で最新となる決算報告書の売上原価とします。

※3 「最近3か月間」は、申請日から6か月以内（申請月を除く）の連続する3か月間とし、「最近1か月間」は最近3か月間の最新月とします。

2 認定申請手続きについて

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロ）に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要資料を添付して申請してください。押印については、法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印となります。

添 付 書 類 ～ 写 し 可 ～	<ul style="list-style-type: none">・最近3か月間及び前年同期における、原油等の仕入額及び仕入数量を確認できる資料 例：・試算表 ・仕入元帳 ・請求書 ・領収書など※申請にあたっては、各月の合計仕入額及び合計仕入数量を明確にして添付してください。・最近3か月間及び前年同期における、売上高を確認できる試算表等・業種（細分類）ごとに、最近1年間の売上高等を確認できる試算表等 ※試算表の提出が困難な場合は、売上台帳・請求書・通帳等の写しでも可・指定業種の確認ができる書類 ※ロ-①は営んでいる業種が全て指定業種に属することが確認できる書類 ※ロ-②は「主たる事業」を営んでいることが確認できる書類 ※ロ-③は記載された指定業種が営んでいることが確認できる書類例：・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書・法人事業概況説明書 ・決算報告書・確定申告書・企業の概要・会社案内・許認可書（営業許可証） ・会社パンフレット・ホームページ・請求書・名刺・製品の写真・工事履歴 ・請負契約書・取引履歴・メニュー など
---	---

(2) 認定書は、有効期間内（30日間）に新潟県信用保証協会に提出してください。